

令和3年 第3回定例会

(令和3年10月19日～10月28日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和3年第3回定例会会議録目次

第1号（10月19日）（水曜日）

1. 開 会	-----	6
1. 開 議	-----	6
1. 会議録署名議員の指名	-----	6
1. 諸般の報告	-----	6
1. 議会運営委員長の報告	-----	6
1. 会期及び会期日程の決定	-----	7
1. 議事日程の報告	-----	7
1. 議 事	-----	7
1. 報告第1号上程	-----	7
提案理由説明・質疑		
1. 認定第1号上程	-----	8
提案理由説明・質疑・付託		
1. 散 会	-----	14

第2号（10月28日）（木曜日）

1.	開 議	-----	20
1.	議事日程の報告	-----	20
1.	議 事	-----	20
1.	一般質問	-----	20
1.	質問順位1番 濱門明典議員	-----	20
	1 北薩広域行政事務組合のごみ処理施設建設工事について		
	(1) 公告第7号（65億円）、公告第9号（82億円）、見積上限額で17億円値上げした理由は。落札金額は6億9,600万円であった。公告第9号より、15億400万円安くなった理由を伺いたい。		
	(2) 事業の内訳は。 プラント・建築土木工事等		
	2 旧最終処分場の管理について 今後どのような考えでいるのか。また、あのまま何年間処理を続けていくのか。その費用はどの位の予算を考えているのか伺いたい。		
1.	認定第1号上程	-----	25
	総務委員長報告・質疑・討論・表決（認定）		
1.	閉 会	-----	28

令和3年第3回定例会会期日程表

月 日	曜日	会 議	事 項	備 考
10月19日	火	本会議（第1日）	報告議案（提案理由説明・質疑） 令和2年度決算の認定（提案理由説明・質疑・付託）	
10月20日	水	休会	※一般質問通告期限（正午）	
10月21日 ～ 10月27日	木 水	休会		
10月28日	木	本会議（第2日）	一般質問 令和2年度決算の認定（委員長報告・採決）	
※会期 10月19日から10月28日までの10日間				

令和3年第3回定例会議案等

1. 認定

認定第1号 令和2年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

2. その他

報告第1号 北薩広域行政事務組合継続費精算報告書の報告について

令和3年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会会議録第1号

令和3年10月19日（火曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員 9名

1 番	濱 門 明 典 議員
2 番	上須田 清 議員
4 番	白 石 純 一 議員
5 番	北御門 伸 彦 議員
6 番	二階堂 猛 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	竹 原 信 一 議員
10 番	道 上 正 己 議員

欠席議員

3 番	池 田 安 彦 議員
-----	------------

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長	椎 木 伸 一
代表監査委員	大 堂 充 博

副理事長	西 平 良 将
理 事	川 添 健
会計管理者	下 村 吉 人

議会事務

書記長	高 橋 正 一
次長	華 野 順 一

監査委員事務局

書記長	河 野 道 子
次長	園 屋 典 子

事務局

柿 彰 彰	事務局長
勢 屋 伸 一	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長

山岡寿史	総務課庶務係長（議会事務併任）
山下陽一	総務課施設整備係長
松本修一	総務課介護認定審査係長
竹林純哉	施設管理課環境センター管理係長
中川淳一	施設管理課主幹兼リサイクルセンター管理係長
西田清一	施設管理課主幹兼衛生センター管理係長
西村典剛	総務課施設整備係主査（議会事務併任）

付議した事件

報告第1号	北薩広域行政事務組合継続費精算報告書の報告について
認定第1号	令和2年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

午前10時00分 開 会

《開 会》

(竹原信一議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であり、定足数に達しております。これより、令和3年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会を開会いたします。

《開 議》

(竹原信一議長)

これより本日の会議を開きます。

《欠席届出議員の報告》

(竹原信一議長)

3番池田安彦議員から、本日の会議に欠席する旨の届出が出ております。

《会議録署名議員の指名》

(竹原信一議長)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、1番、濱門明典議員、8番、宮田幸一議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(竹原信一議長)

諸般の報告を行います。

理事長から提出のありました諸般の報告を議席に配付しておきました。

これで、諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(竹原信一議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【中嶋敏子議員】)

おはようございます。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。10月20日から10月27日までは、休会とします。10月28日は、本会議第2日の会議を開き、一般質問及び休会中審査事件の委員長報告の後、採決を行います。また、新たに議案等があったときは、この日に上程することといたします。

なお、一般質問の通告期限は、10月20日正午までとなります。質問をされる方は、通告書に所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。

以上のことから、本定例会の会期は、本日から10月28日までの10日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。

議案の上程について、日程第3の継続費精算報告書の報告議案及び日程第4の令和2年度決算の認定議案は、個別に上程し、それぞれ提案理由説明の後、議案に対する質疑を行います。日程第4の認定議案については質疑の後、総務委員会に付託いたします。

皆さまの御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の報告といたします。

《会期及び会期日程の決定》

(竹原信一議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(竹原信一議長)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から10月28日までの10日間とし、会期日程については、配付してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(竹原信一議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり決めました。

《議 事》

(竹原信一議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第3 報告第1号 上程》

(竹原信一議長)

日程第3、報告第1号、北薩広域行政事務組合継続費の精算報告書の報告についてを議題とします。

提案理由の説明及び報告を求めます。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。

だいま上程されました、北薩広域行政事務組合継続費精算報告書の報告について、提案理由を説明します。

焼却処理施設整備事業については、平成28年度から令和2年度までの5年間にわたる継続費を設定し、事業を実施してきましたが、継続費の事業期間が終了しましたので、地方自治法

施行令第145条第2項の規定により今回報告するものです。

事業は、旧環境センターに代わる新しい一般廃棄物処理施設として、主にごみ焼却処理施設、最終処分場埋立地及び浸出水処理施設の建設工事のほか、これらに関連する土木工事や業務委託等を内容とするものです。

平成28年度は、年割額2億8,320万円のうち、1,365万1,200円を年度内に執行し、2億6,954万8,800円を次年度以降に繰り越しています。

平成29年度は、年割額7億8,105万円と、前年度からの繰越分を併せた額のうち、8億2,191万1,040円を年度内に執行しました。

平成30年度は、年割額10億850万円と、前年度からの繰越分を併せた額のうち、10億1,662万8,880円を年度内に執行しました。

令和元年度は、年割額41億2,883万円と、前年度からの繰越分を併せた額のうち、31億644万3,967円を執行しました。

最終年度の令和2年度は、年割額33億3,761万5,000円と、前年度からの繰越分を併せた額のうち、45億8,055万7,464円を執行したところです。

5年間の全体計画予算95億3,919万5,000円に対しまして、執行額は、95億3,919万2,551円となりました。

以上、御報告しますので、よろしくお願い申し上げます。

(竹原信一議長)

説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」という者あり)

(竹原信一議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これで、報告第1号については、終了いたします。

《日程第4 認定第1号 上程》

(竹原信一議長)

認定第1号、令和2年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました、令和2年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について、提案理由を説明します。

本案は、令和2年度の決算について、先に監査委員の審査を受けましたので、その意見や法令で定める関係書類を添えて、組合議会の認定をお願いするものです。

まず、令和2年度予算の編成状況から説明します。

歳入歳出決算書の事項別明細書、15ページを御覧ください。

令和2年度の予算現額は、当初予算41億9,045万9,000円に、補正予算により、1億1,493万4,000円を減額し、更に、継続費の逓次繰越額12億4,294万4,913円を加えた53億1,846万9,913円となっています。

令和2年度は、介護認定審査業務や障害支援区分の判定業務を行ったほか、ごみ処理、リサイクル、し尿処理の各施設を円滑に稼働させるとともに、最終年度を迎えた新焼却処理施設整備事業を完了させることを念頭に予算を編成し執行したところです。

それでは、令和2年度の決算状況について、別添の「主要な施策の成果の説明書」に基づき説明します。

1ページをお開きください。

認定審査関係では、介護保険の判定件数が5,304件、障害支援区分が250件でした。旧環境センターのごみ焼却施設については、稼働最終年度となりましたが、設備の老朽化に伴いごみクレーン巻上ブレーキの取替等の補修を行っています。また、同敷地内にある最終処分場については、計画埋立量に達したことから最終覆土を終え、埋立を完了しました。

平成28年度から継続費を設定し整備を進めてきました新焼却処理施設整備事業については、令和3年3月のごみ処理施設の完成をもって、すべての施設が完成したところです。リサイクル推進施設では、粗破砕機等を、し尿処理施設では、前処理設備等の補修を行ったところです。

表の1の予算の執行状況ですが、歳入は、予算額どおりの100.1パーセントの収入率となりました。

歳出については、令和2年度で、新焼却処理施設整備事業が完了したことから、継続費の逓次繰越額分として、翌年度繰越額が0円となりました。また、新旧環境センターの施設間における業務・運営が移行時期でもあったことから、不用額は、3,984万7,596円となり、執行率は99.3パーセントとなりました。

次に、表の2の実質収支の状況ですが、令和2年度の決算額は、歳入が53億2,280万4,289円、歳出が52億7,862万2,317円であり、歳入から歳出を差し引いた額は、4,418万1,972円で、継続費に係る翌年度へ繰り越すべき財源が不要となったことから、実質収支額は、4,418万1,972円となりました。

2ページをお願いします。令和2年度の決算状況では、単年度収支及び実質単年度収支については、新焼却処理施設整備事業に係る交付金の年度間調整の影響で、いずれも2億58万8,278円の赤字となっていますが、実質収支は4,418万1,972円の黒字となっています。

3ページをお願いします。表2の性質別決算状況です。歳入における自主財源比率は77.2パーセントであり、令和元年度と比較すると3.5パーセントの増となっていますが、継続費の逓次繰越分を含む自主財源の繰越金が増えたことによるものです。自主財源の内訳としては、構成市町が負担する分担金及び負担金が、25億6,274万4,867円となり、令和元年度と比較すると、11億892万7,293円、30.2パーセントの減となっています。主な理由は、新焼却処理施設整備事業費に伴う現年分事業費の減に伴うものです。

依存財源のうち国庫支出金は、11億6,260万7,000円で、令和元年度と比較すると13.9パーセントの減となっています。

歳入合計の増減額としては、5,536万5,597円、1パーセントの減となっています。

次に、歳出ですが、消費的経費は令和元年度と比較して、5.1パーセントの減で、主な理由は、扶助費・補助費等が56.5パーセントの減となっているためです。これは、令和元年度の新焼却処理施設整備に係るごみ処理施設の発電に伴う電力会社への設備工事費負担金によるものです。

投資的経費では、新焼却処理施設整備事業の最終年度に当たり、44.1パーセントの増となりました。

歳出合計の増減額としましては、13億8,816万7,594円、35.7パーセントの増となっています。

令和2年度の予算の執行に当たりましては、計画的な運営を行い、財政の健全化に努めながら、可能な限り経費の節減に努め、おおむね予定どおりの成果を上げるとともに、最終年度を迎えた新焼却処理施設整備事業も無事完了することができたものと認識しています。組合としては、今後も構成市町と連携を図りながら、健全な財政運営に努めて参りたいと考えています。

以上が決算認定についての説明となります。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(竹原信一議長)

説明が終わりました。これより、質疑を許します。

(宮田幸一議員)

令和2年度の歳入歳出決算の報告をいただきましたが、ここに審査意見書というものがございまして、今の理事長の説明によりますと、令和2年度で、全ての施設が完了したということになりますが、この結びのところ、私も懸念していた16ページに、1番下の段ですが、「災害発生等の不測の事態に備え、設備更新や維持補修等の施設管理に計画的に取り組み、安定的な事業継続がなされるよう期待する」と書いてあります。

ここにいらっしゃる皆さん御承知のとおり、産業廃棄物は、これは所管が県であります、例えば地震とか台風で家が壊れたりなんかする、この廃材というのは一廃になります。すなわち、一廃の所管は市町村ですから、この一部組合にも、負担が掛かってきます。そういう中で、熊本県が負ったような、ああいう大きな地震災害もしくは豪雨災害が起きた場合等には、今のこの完了した施設で一廃の処理が可能なかどうか。そして、そういう場合にはどういう対応をとられるつもりなのかをお尋ねいたします。

(椎木伸一理事長)

監査意見の中で、最後のところに「安定的な事業継続がなされるよう期待する」ということで、いわゆる最近、激甚化頻発化しております自然災害等が懸念される中で、先ほど宮田幸一議員から御紹介いただきましたようなことで、この施設もそういった処理をする機会があるのではないかということ、それに向けていろいろな設備更新、維持補修等の施設管理を計画的に取り組んで備えなさいというようなことであります。

今回、災害を受けた芦北地方からのごみ処理等も委託を受けて処理しております。そういっ

たことで、我々ができることは、容量の範囲内で、そういった対応を協力していかなければならないというふうに認識しております。具体的には事務局長のほうから答弁をさせます。

(柿木彰事務局長)

お答えします。

新施設の整備に当たりましては、この焼却場の向こう側に災害廃棄物置場を整備したところでございます。構成市町で発生した災害ごみの二次置場としての利用を考えているところでございます。

また、その災害ごみを処理できる能力があるのかという御質問ですが、当然、災害の規模によって発生するごみ量が変わってきます。この施設につきましては、基本計画では、平成18年7月の豪雨を想定して、約1,200トンの災害ごみに対応できるような施設になっておりますが、他の議員からも指摘がありますとおり、それを見合うだけのごみ減量がなかなか進んでいない状況ではございます。ただし、災害ごみについては、昨年、芦北町のごみを受入れたように、規模の大きなものになりますと、当然近隣市町を含め、全国的な応援が必要と考えております。

(宮田幸一議員)

ここは、2市1町で構成しているわけですけど、御存じのとおり熊本県の場合は、大変なことになって、出水市は、名前言いませんけど、ある業者を通じて、確か熊本県の14市町村を受入れて、処理をされ、大変な問題になった記憶があります。ここは多分処理しなかったのだと思います。ここではできないから。だからそういう大規模な災害ということになりますと、私がよそから持ってくるのではなくて、構成市町である出水市、阿久根市、長島で、同等のようなものが起きた場合に、あそこの仮置場では、恐らく置ききれない量になるだろうと思うんです。ですから、わざわざそれを見越して、監査委員の意見書として、結びで懸念されることを、ここだけ知られたということであれば、そうなる前に取り組んでいかねば、そうなるからじゃもうとても処理できないわけですから。その辺の案というのは、令和2年度まで継続費を5年間かけて、全てが完了したというのであれば、それを想定された分の余地で、余った土地でいえば、施設内にそういう施設を造るだけの余力のある土地ってのは確保してあるのかどうか、それも併せてお聞きいたします。

(柿木彰事務局長)

お答えします。

発生する災害規模が想定をされない中で、どういった施設であればいいのか、あるいはどれくらいの規模が必要かというのはなかなか難しいところでございます。ただ近年、発生する災害につきましては、国のほうからも通知が来ております。また、廃棄物処理についても、環境省からその対応マニュアル等も示されております。組合におきましても、そのマニュアルを参考に、当然構成市町も災害置場は、災害対応計画の中に位置づけるようになっておりますので、まずは、仮置場を確保し、その処理については、基本的には、広域の現施設、できない場合は、その近隣もしくは九州、あるいは、それ以上の災害になりますと規模を広げたところでの応援を県、国を通じてお願いするという方向になるのではなかろうかと考えています。

(宮田幸一議員)

今の、そのなかろうかという、局長のお考えですが、私は、国から来ているマニュアルを見ませんから分かりませんが、取りあえずは構成市町で仮置場造って、随時個々の処理の能力に合わせて、順位がどうなるか分かりませんが、持ち込んでそして処理をしていくというふうに理解をしてよろしいですか。

(柿木彰事務局長)

基本的には、構成市町の災害基本計画の中で、災害時のごみ置場を位置付けるようになっております。一次置場としては、まずそこが第一次的には優先されるだろうと。広域については、当然構成市町でそれに不足する分、あるいはそれから広域で処理できる分を随時、宮田幸一議員がおっしゃったとおり処理していくことになろうかと思えます。ただし、災害規模に応じて、想定を上回るようなごみが発生した場合は、熊本の例にありますとおり、構成市町から協力いただき、近隣のごみ処理施設へ持ち込んで処理するという形の選択肢もあろうかと思っています。

(中嶋敏子議員)

4点ほどお尋ねします。

介護認定審査の中で変更があった点、介護度を減らしたり増やしたりした例がどれぐらいあるか教えていただきたいと思えます。介護認定審査会っていうのは私も10年ぐらい行きましたけど、非常に大きな予算を使いながらやっているわけですけど、大体こう増減される機会っていうのも、認定審査会も大分慣れてきて、必要があるのかなっていうことも問われているので、変更された例がどれぐらいあるのかをまず教えてください。

それから、ダイオキシンの検査とかいろいろされておりますけれども、その結果はどうだったのかですね。またそのデータはお示ししていただけないのか、お尋ねいたします。

あと、プラスチックごみについて、昨年、大量に排出する事業者にも、家庭ごみと同じように、分別のリサイクル化を義務化するっていうのが出されておまして、2022年度までに早ければ実施したいということになっています。今年の令和2年度の決算を見ても、事業所ごみが減っているとはいえ、39パーセント、4割近いごみの中で、事業所ごみが占めているわけですね。

全国的には大体20パーセント台と言われておりますので、ここは事業所ごみがなかなか減っていないのが実態としてあるかと思うんです。私、何回も申し上げたりしていますけれど、事業所ごとのごみの分析とかは、プラスプラごみも含めてですね、されなかったのか、お尋ねいたします。

そしてもう一つは、2市1町で作っていたごみ減量推進協議会というのがあったと思うんですけど、これは令和2年度に開かれたのか。何回ぐらい開かれて、どんな意見が出ているのか、もし分かれば教えてください。以上です。

(柿木彰事務局長)

4点ほど質問をいただきました。

まず、介護については、後ほど担当課長のほうに答弁させます。

ダイオキシンの調査ということですが、これは稼働中の施設に対するダイオキシンの調査結果ということで、理解をしてよろしいでしょうか。もしそうであれば、当然その廃掃法の中で、環境調査がありますので、定期的な調査をしております。その結果については、開示ができるものと考えております。

またプラスチックごみに係る各事業所でのごみ分析調査ということでございますが、令和3年度からごみ調査員を会計年度任用職員として採用しまして、現在、事業所ごみ、家庭ごみを含めて調査をしております。令和2年度においては、そういった詳細な調査はしていないところでございました。

それから、最後のごみ減量対策協議会でございますが、これについては、昨年の6月議会で中嶋議員から質問いただいたところでございますが、そのときも答弁しましたとおり、平成29年度まで活動し、それ以降について活動休止しています。その取扱いについては、衛生部会で協議をしまして、目的がごみ減量ということで、違った形での取組を進めていこうということで協議がされております。

介護の変更件数については、総務課長のほうから答弁させます。

(勢屋伸一総務課長)

お答えします。

令和2年度の介護認定において、変更になった件数は379件でございました。

(中嶋敏子議員)

その379件の中で、上がった件数と下がった件数と、また、全体の何パーセントに当たるのか分かれば教えてください。

それから、先ほどのごみ減量推進協議会の件ですけれども、ごみ減量というのは、もちろん新焼却施設を造るに当たって、どう減量に取り組んでいくかっていうことも一つの課題だったと思うんですけど、今後も引き続き大きなテーマの一つではないかというふうに思うんですね。今の局長の答弁では、今後どうするかを今協議しているというふうに、理解していいんですか。

(柿木彰事務局長)

ごみ減量対策協議会については、衛生部会の中で、その再開はしないということで、それに替わり、そのごみ減量に向けた構成市町の連絡事務会を立ち上げて取り組んでいこうと決定をされたところでございます。

(勢屋伸一総務課長)

変更件数の内訳でございますが、上昇した分が378件、下降した分が1件、全体の割合としましては審査件数5,298件に対しまして379件ということで、7.2パーセントが変更になったということになります。

(竹原信一議長)

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

(竹原信一議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています令和2年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定につきましては、総務委員会に付託します。

《散 会》

(竹原信一議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。

第2日の会議は、10月28日に開きます。

お疲れさまでした。

午前10時30分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長

北薩広域行政事務組合議会議員

北薩広域行政事務組合議会議員

令和3年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会会議録第2号

令和3年10月28日（木曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員 8名

1 番	濱 門 明 典 議員
2 番	上須田 清 議員
4 番	白 石 純 一 議員
6 番	二階堂 猛 議員
7 番	中 嶋 敏 子 議員
8 番	宮 田 幸 一 議員
9 番	竹 原 信 一 議員
10 番	道 上 正 己 議員

欠席議員

3 番	池 田 安 彦 議員
5 番	北御門 伸 彦 議員

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将
理 事 川 添 健

議会事務

書記長 高 橋 正 一
次長 華 野 順 一

事務局

柿 木 彰	事務局長
勢 屋 伸 一	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長
山 岡 寿 史	総務課庶務係長（議会事務併任）
山 下 陽 一	総務課施設整備係長
松 本 修 一	総務課介護認定審査係長
竹 林 純 哉	施設管理課環境センター管理係長
中 川 淳 一	施設管理課主幹兼リサイクルセンター管理係長
西 田 清 一	施設管理課主幹兼衛生センター管理係長
西 村 典 剛	総務課施設整備係主査（議会事務併任）

付議した事件

一般質問

認定第1号

令和2年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について

午前10時00分 開 会

《開 議》

(竹原信一議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は8名であり、定足数に達しております。これより、令和3年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会第2日の会議を開きます。

3番池田安彦議員、5番北御門信彦議員から欠席する旨の届出が出ております。

《議事日程の報告》

(竹原信一議長)

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおり定めました。

《議 事》

(竹原信一議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第1 一般質問》

日程第1、一般質問を議題とします。

本定例会の質問通告者は1名です。

これより、一般質問に入りますが、質問者の発言、並びに当局の答弁はできる限り、重複を避け、簡明的確に、また、通告外の質問や品位の保持等については、遵守されるよう望みます。なお、再質問から一問一答方式とし、議員の質問時間は40分以内とします。

通告に従い、1番、濱門明典議員の質問を許します。

(濱門明典議員)

おはようございます。一般質問させていただきます。

北薩通広域行政事務組合のごみ処理施設工事について伺います。第1回目の報告7号、平成28年8月2日に見積上限額を65億とした入札が平成29年3月16日ということであったのですが、入札前の平成29年2月16日に業者との打合せで金額が折り合わずに、業者が辞退届出を提出したということで、そのときの業者が、新日鉄、福田組、阿久根建設、タイセイ工務店JVであったということです。

第2回目に報告第9号、平成29年10月3日に見積上限額を82億とした入札が、平成30年3月8日に行われ、66億9,600万円で、川崎技研・建築JV、鉄建建設、丸久建設、小田原建設の特定建設工事共同企業体が落札しています。

プラントの本体工事ということでありますので、報告第9号より、15億400万円安くなった理由を伺いたい。それと2番目に、事業費の内訳はどのようになっているかということで、プラント建築土木工事等の数字を伺いたいと思います。

項目の2番目。旧最終処分場の管理について、今後どのような考えでいるのか、また、あのまま何年ずっと処理を続けていくのか、その費用はどのくらいの予算を考えたのかを伺いたいと思います。

それから、浸出水の施設については国の基準があると思うが、今どのような数字になってい

るかということ伺いたと思います。

よろしく申し上げます。1回目の質問を終わります。

(椎木伸一理事長)

濱門明典議員の御質問にお答えします。

ごみ処理施設建設工事の入札公告における見積上限額の見直しにつきましては、これまでも本組合議会をはじめ、構成市町議会の場において説明をしてきたところです。

また、平成29年第4回定例会において、中嶋敏子議員からの一般質問でも答弁してきましたが、入札公告第7号における見積上限額65億円の算定根拠は、平成24年度から平成27年度までの他自治体における同規模施設の施工実績により算定したところです。しかしながら、入札公告後、応募業者が工事費の高騰等を理由に辞退し、入札が中止されたことから、施設規模及び見積上限額を見直す必要が生じたものです。見積上限額の見直しに当たっては、熊本地震の影響による工事費の高騰並びに近年における労務単価及び資材単価が上昇傾向にあったこと等から、直近の平成27年度と平成28年度の他自治体における同規模施設の施工実績をもとに算定しなおし、上限額を82億円としたところです。

次に、見積上限額と消費税を含む落札金額との差につきましては、入札価格は応札者である川崎技研・建築JV、鉄建建設、丸久建設、小田原建設の特定建設工事共同企業体側が算定したものであり、あくまでも入札の結果、生じたものです。なお、入札価格は低入札価格調査対象でしたが、契約手続運営委員会で審査した結果、発注仕様書に適合した履行が可能と判断し、最終的に落札者と決定しました。

契約額である66億9,600万円の最終的な事業費の内訳についてですが、直接工事費でプラント工事が39億6,219万5,000円、建築土木工事が16億3,180万5,000円、一般管理費等諸経費が6億600万円、消費税が4億9,600万円となっております。

次に、旧最終処分場の管理についてお答えします。最終処分場は埋立地と浸出水を処理する施設から構成されていますが、旧環境センターには二つの最終処分場があります。

昭和62年から稼働した初代の最終処分場は、悪臭や水質等について「環境省令で定める廃止の基準」を満たしたことから、令和元年に廃止しています。

もう一つの平成12年から稼働した2代目の最終処分場は、本年3月で埋立てが完了し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第9条第4項の規定に基づき、鹿児島県に埋立処分終了届を提出したところです。終了届を出した最終処分場については、同法第9条第5項の規定により、環境省令で定める廃止基準を満たすまで、廃止はできないことから、引き続き適切に管理していく必要があり、同省令では、2年以上、排水基準等に適合する必要があるとされています。

また、最終処分場の埋立地については、土地の掘削・盛土など、土地の形質変更により生活環境保全上に支障をきたすおそれがある区域として、同法第15条の17の規定により、指定区域に指定されることから、廃止後であっても初代最終処分場と同様、適切に管理していく必要があります。

なお、廃止の基準を満たすまでの間、必要な施設の維持管理経費としましては、令和3年度当初予算ベースで、光熱水費、薬品代、水質等各種測定分析業務委託料を含め年間930万円

程度を計上していますが、光熱水費及び薬品代等については、水質の安定化に伴い、今後、減少していくものと見込んでいます。以上です。

(濱門明典議員)

理事長には丁寧な答弁をいただきましたけれども、第1回の見積り上限額を65億円として、それも積算され、地震や物価の上昇ということにしても、17億円上限額を上げたというのは、余りにも差額が大きいのじゃないかと思うんですが、そこらのところは、理事長としてはどのように考えられますか。

(椎木伸一理事長)

いろんな事情の変更等を鑑みても大き過ぎるのではないかというような御質問でございますけれども、説明いたしましたとおり、熊本地震という、非常に大規模な自然災害がございまして、熊本県内の業者はじめ、鹿児島県近隣の業者等も駆けつけて対応したわけでございます。

そのようなことで非常にいろんな建設関係の費用が上昇したわけでございまして、それに基きます単価に変更しての設定というようなことでございますので、適正な金額での17億円ということになっているのではないかというふうに考えているところであります。

(濱門明典議員)

適正な金額での17億円と言われますが、1年も経たない、大体7ヶ月かそのぐらいですね、17億円という金がですね、上限額が変わるといのは異常なように私は感じるんですが、最初の入札者が平成29年の3月16日ですか、その日にあったんですが、そのときの業者さんというのが先ほど言ったようにですね、新日鉄、福田組、阿久根建設、タイセイ工務店さんだったということで、話合いで折り合いがつかず、辞退されたということなんですが、そこらのところの関連というのはどのように考えておられますか。

(柿木彰事務局長)

先ほど議員のほうからも披瀝がありましたが、平成29年2月16日、新日鉄サイドから入札辞退届が提出をされております。理由としまして書いてございますのは、鹿児島県内業者の繁忙、熊本県内業者の震災対応等の優先等に起因する工事の高騰は想定を大きく上回り、企業努力でコストが吸収できるレベルでなく、見積上限額内で応札する見通しが立たないということを理由に、辞退をされています。

新たな82億円の算定にありましては、これを受けまして、当時の建設単価、それと資材の高騰等も調べた上で引き上げることをやむなしと判断をし、この見積りに当たっても、直近の事例を参考に算出したところでありまして。

(濱門明典議員)

17億円といったら相当な金額ですよ。2市1町の住民の税金を使うわけですから、余りにもこれだけあるんですけど、それで第9号で、上限額を82億とされたんですが、その際にですね、次に、入札をされた平成30年3月8日ということなんですが、そこで新しい業者、川崎技研、鉄筋建設、丸久建設、小田原建設ですか。今度は入札に加わってくるわけですが、

そこらの前回の入札者と今回の入札者というのはどのような関連性があったというふうに思われますか。

平成30年3月8日の入札に、前回の人たちは入札に入ることはなかったんですか。

(柿木彰事務局長)

ごみ処理施設建設工事の発注に当たりましては、設計施工一括発注方式、いわゆる性能発注方式で公告を出して、その発注仕様書の条件をクリアする業者を募ったところであります。

それに手を挙げるかどうかは、JVを組んだ業者側の判断になりますが、結果としては、先に辞退をした業者の参加はなかったということでございます。

(濱門明典議員)

非常にですね、そこらのところも業者が変わってきたということで最終金額というのはですね、落札金額が66億9,600万ということで1回目の見積り限度額にね、かなり近い金額で入札がされて落札されています。

そういうことで、その82億まで上げた意図がですね、どうも私は腑に落ちないんですけれども、そこらの関連性というのはどのように考えておられますか。

(竹原信一議長)

濱門議員に申し上げます。質問の焦点をもうちょっとはつきりとしていただかないと。明確にしてください。

(濱門明典議員)

私の中で明確なんですけれども、1回目の入札金額というのがですね、見積り上限額が65億だったわけですね。それで今回2回目に入札をしたところが66億9,600万円で落札してるということで、そこまで82億までその上限額をしなくてもよかったんじゃないのか、その積算というのはどうだったのか。落札金額というのは66億円で、かなり1回目の上限額に近い金額でされてるわけですね。そこらの82億に上げた根拠というのがですね、さっきから述べておられますけど、余りにも、違いすぎるので、そこらのところの考え方ってのはどうなんでしょうかね。

(柿木彰事務局長)

濱門議員がおっしゃるとおり数字を見れば、確かに65億円と、最終的な落札価格は近いものがございます。ただ先ほど申し上げましたとおり、それまでの経緯というのがございまして、公示価格等を理由に辞退が出たと、そこで、直近の動向、また他自治体の例を見ると、単価が上がっているということで、82億に引き上げたところです。

ただ、最終的な落札金額は、先ほど理事長からも答弁がありましたとおり、低入札価格調査対象でありました。履行は確保されるということで最終的に落札者と決定をいたしました。調査の中でJVを呼んでヒアリングを実施しております。その価格に至った理由等を聞いておりますが、その理由としましては、鹿児島県内での実績拡大、継続的な受注実績を勘案した、高い受注意欲をもとに、入札に参加をしたということと、プラント機器工事につきましては、

関連手持ち工事があり、資材等の集中購買により工事原価の低減が図られたということで、結果として数字上は65億円に近い66億9,600万円の落札金額になったということでございます。

(濱門明典議員)

その点はよろしいです。

次に、2番目の項目であります旧最終処分場の管理についてお伺いします。

初代の最終処分の埋立地というのは基準をクリアして、今もう稼働してないということで、この前、視察行きました。機械も止まっていたけど、2代目の処分場というのがありまして、そこが稼働して、もう非常に基準は満たしてちゃんとしてるんだと。もう、水も見ましたし、きれいで、資料もいただきましたけれども、非常にもうクリア出来てるんじゃないかなというところまで来ているんだけど、県のほうの指示待ちということなんですが、行政側として、今後、あそこを続けていくのにも費用が掛かるし、先ほど言われたように900万からの年間の費用が掛かるわけですけど、そこらの軽減と2市1町の住民の税金を使うわけですから、やっぱり、一時も早く、クリア出来ていればですね、そういう、初代の処分場のようにも検査はいいよということであれば、そういうようにしてほしいと思うんですが、そこらのところはどのように考えておられますか。

(柿木彰事務局長)

確かにおっしゃるとおり、多額の経費が必要となります。ただし法令等で廃止に当たっては、その廃止の基準を少なくとも水質については2年以上分析結果を出して、その上で、県知事の確認が出来たときに限り、廃止届けができるというふうに法令で定められております。これは義務でございますので少なくとも2年間は、それに掛かる経費は必要だと考えておりますが、先ほど、理事長から答弁がありましたとおり、水質の安定化に伴い、掛かる経費もだんだん減少していくこととなります。

ただ、最終処分場跡地については、やはりその安定的な状態を維持しなければならないというのがございますので、当然、地域住民の安心感を得るためには地下水等の水質検査については、引き続き継続していく必要があるかと考えております。

(濱門明典議員)

そういう形でだんだんそういう物質等も改善しているようでございますので、できれば早めにですね、経費の掛からないような対策を取ってですね、今後、また、地元の人たちの安心を得るよう対策を取ってやっていただきたいと思います。

私の質問を終わります。

(竹原信一議長)

以上で、質問者の質問が終わりました。

《日程第2 認定第1号 上程》

(竹原信一議長)

日程第2、認定第1号、令和2年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

ここで、総務委員長の審査報告を求めます。

(上須田清議員【総務委員会委員長】)

総務委員会に付託されました、認定第1号、令和2年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定について、10月19日に審査しました概要とその結果について、質疑を中心に御報告申し上げます。

まず、「令和2年度主要な施策の成果の説明書」の8ページ、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金について「2分の1の交付率である二酸化炭素排出抑制対策事業費については、発電機器が対象となると考えるが、そこに掛かった交付金というものは出ないのか。」との質疑に対し、「高効率発電に関する部分が2分の1の対象になっており、主な機器として、ごみピット、ごみクレーン、燃焼装置、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、余熱利用設備などが該当するが、これら機器は、通常のごみ処理施設に設置されるものも含まれている。ごみ処理施設建設工事においては、発電設備というのが、余熱利用設備と考えており、その設備の直接工事費が3億7,000万円程度であり、その2分の1が交付金である。」との答弁でした。

次に、10ページ、預金利子について「預金の預け入れ先は、JAであるとのことだが、預金の際、金利を見積ったり、ディスクロージャー誌にある自己資本率などを調査して、金融機関の安全度を調べたのか。」との質疑に対し、「見積り入札等を行っていない。JAについては、構成市町である出水市の指定金融機関であり、預金に当たっては、出水市の財政課、併任発令をしている会計職員と打合せを行いながら預金の期間等を定め運用を行っている。また、指摘のあったディスクロージャー誌については、ホームページ等を通じて、毎年の数値を確認している。」との答弁でした。

次に、34ページ新焼却処理施設整備事業費 工事請負費について、「それぞれの工事の瑕疵担保の保証期間は、何年か。」との質疑に対し、「ごみ処理施設建設工事については2年。設計は10年である。」との答弁でした。

次に、36ページ、ごみ搬入量について、「令和2年度は、前年度と比較して事業系も生活系ごみも減っているが当初決められた計画目標量からは、はるかに及ばない実績であり、事業所ごみが4割近くを占めていることは異常であると考えます。事業所ごみについては、ごみの組成を分析して、それぞれの事業所に減量計画を提出させるぐらいの強力な指導をしないといけないのではないか。」との質疑に対し、「事業所ごみについては、搬入する業者ごとに増減がある。本組合としては、構成市町の担当課へ可燃ごみの搬入量の合計値だけではなく、ごみ減量化の基礎資料となるように、業者別の搬入台数や搬入量など、詳細な搬入状況を報告し、情報を共有化することで、排出元である各市町の業者などに指導啓発を行っている。」との答弁でした。

さらに、「ごみ減量推進協議会は、新たな組織で、ごみ減量化に取り組んでいくとのことだったが、令和2年度の結果を踏まえてどういう方向になるのか。」との質疑に対し、「出水地区ごみ減量協議会における、今後の取扱いについては、衛生部会のほうで協議をしていくというこ

とを昨年6月に答弁したところである。現在休止中の協議会を再開することはせず、衛生部会において、その主たる目的であるごみ減量を、構成市町の担当課による対策会議を設けて、ごみ減量に向けて具体的な取組を進めていくという方針が決まったところである。」との答弁でした。

続く討論では、反対の立場で、「令和2年度は、若干ごみは減っているが、自ら決めた計画目標量の2万831トンに対して2万3,709トンであることから、まだまだ不十分であり、減量の努力が足りないと思う。特に事業所ごみは、全国的な事例では、約20パーセントであり、本気になって取り組めば、事業所ごみは家庭ごみと比べると減量するのは簡単である。また、リサイクルセンターの活用について何回か提案もしているが、令和2年度は、コロナの影響もあるかと思うが、費用対効果を考えれば、大変な財政負担を招いている状況であり、何らかの活用を図るべきではないかと思う。

それから、環境センターの使用料が、平成29年4月に1,500円から3,000円に引上げられ、今年4月から6,000円になったが、周辺と比べるとまだ安い。令和2年度の3,000円というのは、水俣市がトン当たり1万円なので、ごみが持ち込まれている可能性は十分考えられる。対策として、使用料、持込料を高くすれば、事業所は、持ち込む負担よりもリサイクルしたほうがいいと思ひ、ごみを出さないのではないか。実際、曾於市は、事業所の使用料はトン当たり2万円であり、実績をみると事業所ごみは本当に少ない。この環境センターの使用料が問題である。

さらに、先ほど言った新焼却設備の附帯設備として発電施設を整備しているわけだが、今年度の予算の中でも明らかになったが、運転管理業務委託費が、これまでの3倍になっている。6,630万円だったのが1億9,069万6,000円と、令和3年度の予算で示されている。環境行政というものは目まぐるしく変わるもので、交付金に誘導されて、こういう設備を造ると、維持管理費も相当掛かるわけなので、こういうことはやるべきではないということを以前から主張していたが、結果として構成自治体の大きな負担にもなっている。以上、主な問題点を指摘して、反対する。」との発言があり、採決の結果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、総務委員会、委員長報告とします。

(竹原信一議長)

これより、総務委員長の報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」という者あり)

(竹原信一議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

討論を許します。

(中嶋敏子議員)

ただいま提案をされております令和2年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定に問題点を指摘して反対いたします。

令和2年度の決算額は、歳入で53億2,280万4,289円、歳出は52億7,862万2,317円、前年度比で、歳入は5,536万5,597円の減少、歳出は13億8,816万7,594円の増加になっております。この増加の要因は、総額90億円を超える新焼却処理施設整備事業の最終年度の工事請負額の増加であります。これに対する構成市町の負担額は、阿久根市が6億3,728万円、出水市が15億8,165万2,000円、長島町は3億4,377万円であります。じんかい処理は自治体が責任を負う事業とされていることから、構成自治体の負担割合は77.2パーセントを占めております。私はこの施設の計画当初から、ごみ減量優先で、身の丈に合った施設規模にと主張し続けてきました。確かにこれまでの60トン2炉から災害ごみ分10トンを含めて44トンの2炉に縮小されましたが、構成市町の負担額は、今後のランニングコストを含めて、長きにわたって自治体財政を圧迫し、暮らし、福祉、教育予算等に大きな影響をもたらします。とりわけ、環境省は、サーマルリサイクルとして、補助率3分の1を2分の1に引上げて誘導を図る附帯設備、高効率エネルギー回収設備、ごみ発電施設であります。施設整備費が高い上に、高カロリーで燃やすために補修費など高額の維持管理が必要な上、ボイラー管理士の配置が必要とされることなどで、令和3年度の予算で明らかになりましたが、これまでの運転管理業務委託料、年間6,600万円余りが、1億9,000万円余りに、これまでの約3倍近い負担増になっております。ごみから発電は人口減が進む中で、ごみ減量にも逆行する邪道であります。また、ごみは不均質で特に約3ないし5割を占める生ごみの約8割は水分で燃やして電力を生み出すほどのカロリーはなく、発電に不向きであります。生ごみを分別収集しているある自治体の担当者が水を札束で燃やしているようなものだと言われましたが、まさにそのとおりだと思います。政府が2022年度からの適用を目指されているプラスチックごみのリサイクルの義務づけで、この附帯設備の必要性や維持に疑問が生じてくるのではないかと懸念します。国の言いなりに、交付金のかさ上げによる誘導に乗ったツケが住民負担として残ることを指摘したいと思います。

日本のごみの排出量は、長期的には人口減もあって減少傾向とされてますが、2008年に、高効率ごみ発電施設建設を、交付金のかさ上げで誘導する施設を導入して以来、減少率が鈍化していると言われております。ここでも、令和2年度の決算では、前年度比で、事業系では3.6パーセント、355トン、生活系で0.4パーセント、73トン、いずれも減少しておりますけれども、総排出量の2万3,709トンは、自ら決めた供用開始時の計画目標量の2万830トンにはるかに達せず、問題を残しております。ごみ問題は、行政と住民の共同の取組で成り立つ事業で、構成自治体のやる気と力量が試されている事業だと言えます。当組合と構成自治体の住民の代表も入って作られていた出水地区ごみ減量推進協議協議会が解散されたことは問題ではないかと考えます。

環境センターの使用料は、令和2年度はトン当たり3,000円と、近隣施設、特にお隣の水俣市の1万円の7割も安く、違法持込みを許す余地を残して推移していることを指摘したいと思います。令和2年度は、コロナ過や売払金単価の低迷もあって、リサイクルセンターの利用率が一層低迷しております。お隣の水俣市や志布志市などの取組に学んで、高額のコストで整備したセンターをもっと有効に活用するべきであると指摘をしたいと思います。

以上、主な問題点を指摘して、本決算の認定に反対するものです。

(竹原信一議長)

ほかに討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(竹原信一議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結します。

これから、認定第1号、令和2年度北薩広域行政事務組合歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。本件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

(竹原信一議長)

起立多数です。よって本件は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

《閉 会》

(竹原信一議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議を閉じ、これをもって、令和3年北薩広域行政事務組合議会第3回定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時38分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長

北薩広域行政事務組合議会議員

北薩広域行政事務組合議会議員
